

京都市動物愛護行動計画の改定について

本市では、平成21年4月に策定した「京都市動物愛護行動計画」（計画期間：平成21年度～平成30年度。以下「現行計画」という。）に基づき、「人と動物が共生できるようなおいのある豊かな社会」の実現を目標として動物愛護に係る取組を進めてまいりました。

この度、京都動物愛護センターの開設（平成27年5月）など、本市の動物愛護行政を取り巻く状況の変化を踏まえ、現行計画の見直しを図ることとし、市会における御議論や市民意見募集に寄せられた御意見などを踏まえ、改定を行いましたので、御報告いたします。

1 計画改定の背景

平成21年度の現行計画策定以降、国における「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正（平成25年9月）や「京都動物愛護憲章」（平成26年12月）及び「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」（平成27年3月）の制定、京都動物愛護センターの開設（平成27年5月）など、本市の動物愛護行政を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、今後の計画期間中における取組の目標や新たな方向性などを盛り込むために、現行計画の見直しを図ることといたしました。

2 計画の概要

(1) 位置付け

動物愛護に係る取組の充実とその計画的な推進のため、市民、団体、事業者、獣医師会、ボランティアスタッフなど、本市の動物愛護行政に関わる様々な主体に共通する行動指針となるものです。

(2) 計画期間

平成21年度から平成30年度までの10年間

：本市の動物愛護行政の大きな節目である京都動物愛護センターの開設を踏まえ、現行計画の見直しを図りました。

(3) 計画の理念

「人と動物が共生できるようなおいのある豊かな社会」の実現

：普遍的な内容であり、また、市民や動物愛護団体等に浸透していることから、現行計画の理念を継承いたします。

(4) 数値目標

現行計画の目標値である「殺処分数」、「犬の引取数」及び「猫の引取数」については、平成26年度までの達成状況を踏まえ、目標値の再設定を行うとともに、収容動物の返還及び譲渡を積極的に推進していくために「犬猫の譲渡・返還率」を、人と動物のより良い関係づくりを表す指標として「犬猫に係る苦情件数」をそれぞれ新たな目標値として設定いたしました。

指 標	基 準 年 度 (平成19年度)	当初計画目標値 (平成30年度)	達 成 状 況 平成26年度実績	新たな目標値 (平成30年度)
殺処分数	2,404頭	960頭	1,146頭	600頭
犬の引取数	176頭	90頭	38頭	35頭
猫の引取数	2,196頭	880頭	1,211頭	650頭
犬の譲渡・返還率*	32%	—	97%	97%
猫の譲渡・返還率*	0%	—	7.7%	10%
犬猫に係る苦情件数	2,137件 犬: 899件 猫: 1,238件	—	1,486件 犬: 721件 猫: 765件	1,000件

※ 譲渡返還率：(譲渡数+返還数) / 収容数

(5) 施策体系

施策推進の方向性を示す3つの施策目標については、現行計画を継承することとし、これを達成するための具体的な取組を拡充しました。

施 策 目 標	具 体 的 な 取 組 内 容
殺処分数の大幅な減少	<ul style="list-style-type: none"> ○飼い主責任の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちに動物との正しい接し方などを伝える副読本を作成し、市内保育園・幼稚園や小学校、児童館へ配布 など ○保護・収容動物の返還、譲渡の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・マイクロチップ装着助成制度の実施 ・子猫の一時預り在宅ボランティアとの協力 など ○所有者等のいない猫対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」に基づく迷惑行為の防止 など
事業者の社会的責任の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○動物取扱業者と連携した取組 <ul style="list-style-type: none"> ・適正な動物の取扱いや終生飼養の啓発など、動物販売事業者の自主的な取組を評価する制度の創設 など ○実験動物・産業動物の適正な取扱い
人と動物のより良い関係づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○京都動物愛護センターを拠点とした啓発事業の実施 ○教育機関等との連携による動物愛護教育の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・保育園・幼稚園などにおける出前講座の実施拡大 など ○ペットに係る災害時の対策 <ul style="list-style-type: none"> ・飼い主とペットと一緒に避難できる避難所の受入体制強化 など ○動物由来感染症対策 ○動物愛護ボランティア等の育成と調査研究の推進